

議 第 8 号

令和2年度 各会計賦課金の賦課及び徴収方法等について

令和2年度 各会計の経費を、下記のとおり賦課徴収するものとする。

記

1. 賦 課 期 日
- 令和2年 4月 1日現在
2. 賦 課 基 準
- 地積割 10a 当り 下記のとおり

(1) 一般会計

区 分		10a当り(円)	区 分		10a当り(円)
1等地	一般区域	4,000	4等地	畑(刈谷田川右岸・見附圃場左岸) 但し、尾崎川原開田・今井川原地区を除く	800
2等地	五十嵐川沿岸・見附圃場左岸 尾崎川原開田・今井川原地区	3,000		5等地	池之島地区
3等地	刈谷田川左岸・見附市都市排水地区 (うち、見附圃場左岸区域を除く)	2,000	6等地	坪根地区	288

(2) 刈谷田川地区維持管理特別会計

区 分		10a当り (円)	徴収期別内訳		区 分		10a当り (円)	徴収期別内訳	
			第1期	第2期				第1期	第2期
1等地	圃場一般区域	4,551	2,592	1,959	5等地	圃場区域外(開田)	1,681	0	1,681
	圃場用水受益					圃場用水受益(旧押切江地区)		1,681	0
2等地	見附圃場左岸区域	3,004	2,352	652		五十嵐川沿岸区域		0	1,681
	圃場補償用水(大面西部・見附)		1,054	1,950	6等地	見附市都市排水区域	1,121	0	1,121
3等地	川通北地区	3,990	2,519	1,471	7等地	畑(刈谷田川右岸地区) 但し見附市都市排水区域を除く	840	0	840
	圃場用水受益(川通北区域外)					圃場用水受益(尾崎川原区域)	2,802	2,364	438
4等地	圃場区域外	2,242	0	2,242	8等地	圃場用水受益(今井川原区域)			
					9等地	畑(見附圃場左岸区域)	278	278	0

(3) 刈谷田川大堰地区維持管理特別会計

区 分		10a当り(円)	区 分		10a当り(円)
1等地	直接受益地区	1,200	4等地	池之島地区	382
2等地	間接受益地区	300	5等地	坪根地区	173
3等地	川通北地区	35			

(4) 刈谷田川左岸地区維持管理特別会計

区 分		10a当り(円)	区 分		10a当り(円)
西小川江・鶴島江地区		300	大江地区		300

(5) 尾崎川原開田地区維持管理特別会計

区 分	10a当り(円)
尾崎川原開田地区	3,200

3. 納 入 期 限 6期で地区会計別により徴収する。賦課金について 1円未満の端数は切捨てる。

なお、納入期限は、下記のとおりとする。

期別	地 区 会 計 別		納 入 期 限
第1期	刈谷田川地区 維持管理会計		令和2年 4月 30日
第2期			令和2年 6月 1日
第3期	大堰地区 維持管理会計		令和2年 6月 30日
第4期	一般 会計	半額	令和2年 7月 31日
第5期	左岸地区 維持管理会計		令和2年 8月 31日
	尾崎川原開田地区 維持管理会計		
第6期	一般 会計	半額	令和2年 9月 30日

(月末5月31日が日曜日の爲)

4. 徴 収 方 法 にいがた南蒲農協及び越後ながおか農協の口座振替契約による徴収または土地改良区で直接徴収。

令和2年3月 日 提 出

刈 谷 田 川 土 地 改 良 区
理 事 長 河 村 則 夫